

# 6 防災体制

## 【目次】

### 概要

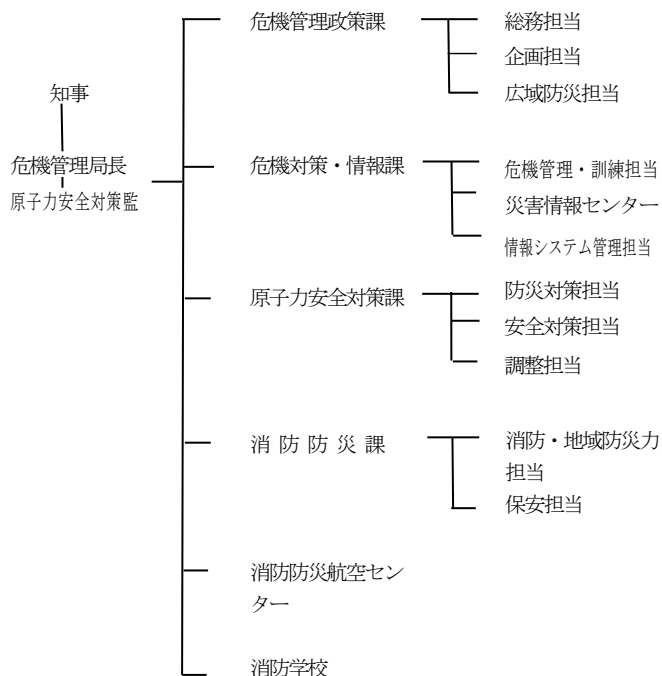
- 6-1 自主防災組織の現況
- 6-2 令和2年度災害対策啓発事業の実施状況(※削除)
- 6-3 令和2年度市町村別防災訓練実施状況
- 6-4 鳥取県防災行政無線等の施設
- 6-5 鳥取県防災行政無線通信系統図
- 6-6 鳥取県防災行政用移動系無線局配備状況
- 6-7 震度観測点一覧

## ■鳥取県の防災対策

鳥取県では、災害に強い鳥取県を作るため、平時には、災害時に速やかな対応ができるよう地域防災計画、企業との協定締結等の作成、防災行政無線、衛星携帯電話の整備、発災を想定した訓練、現地での実動訓練、防災フェスタの実施、地図を用いた図上訓練などを行っており、また、災害に備え、24時間2名以上が待機している。

災害時には、職員が登庁し、災害対策本部（本部長：知事）の設置、ヘリコプター等による被害状況の収集、自衛隊への災害派遣要請、近隣府県との応援、避難者へ物資や簡易設備の提供、備蓄品や調達品の提供、トイレや仮設住宅の設置等の対策を行っている。また平常時においても、メディア、HP及びあんしんトリピーメールを活用し県民へ安心安全情報の発信を行っている。

### ＜県危機管理局の組織(R2.4.1 現在)＞



### ＜県危機管理局の変遷＞

平成 11 年 7 月	防災専門職の防災監が設置された。
平成 12 年 4 月	消防防災課が消防課と防災危機管理室に分かれた。
平成 13 年 4 月	防災危機管理室が防災危機管理課と名称を改めた。 防災監及び両課が知事直属の組織となった。
平成 20 年 4 月	チーム制を導入し、防災チーム・危機管理チーム・消防チームの3チーム体制となった。 消防防災航空室が消防チームの所管となり、消防防災航空センターと名称を改めた。
平成 23 年 4 月	チーム制を廃止し、防災課、危機管理課、消防課の3課体制となった。
平成 23 年 7 月	危機管理体制の強化を図るため、防災局を危機管理局とし、危機管理政策課、危機対策・情報課、消防防災課の3課体制とした。 危機対策・情報課内に災害情報センターを置いた。
平成 24 年 4 月	原子力安全対策体制の強化を図るため、危機対策・情報課内に原子力安全対策室を設置した。
平成 25 年 4 月	原子力安全対策体制の更なる強化を図るため、原子力安全対策監（次長級）を置き、また、原子力安全対策室が原子力安全対策課に昇格した。

## ■令和2年度に行った主な事業等

### (危機管理政策課)

#### (1)住民避難体制整備総合事業

##### <概要>

平成28年10月の鳥取県中部地震では自主避難所開設、平成29年1、2月の豪雪時では沿線住民による立ち往生ドライバーへの食事の提供など、鳥取県らしい人と人との絆を基調とした住民の助け合い、支え合いが多く行われ、その重要性が改めて認識されたところである。

市町村及び市町村社会福祉協議会を核とし、とっとり県民活動活性化センター及び日野ボランティア・ネットワークと連携して、支え愛マップづくりを全県下に広げ、災害時の要支援者への支援を確保し、地域の実情に応じた住民主体の避難体制づくりや避難所運営等を促進するため、支え愛マップづくりの拡充、復興等支援、ボランティア団体への伴走支援体制の拡充、避難所運営リーダーの養成等を進める。

##### ※支え愛マップづくり

地域住民が主体となって、独居高齢者、要介護者及び障がい者などの支援を要する者に対する災害時の避難支援の仕組みづくり

##### <事業の実施状況>

支え愛マップづくり（促進事業）が40地区、地域支え愛会議を立ち上げ行った支え愛マップの更新や避難訓練の実施（ステップアップ事業）が20地区、住民組織間交流事業が3地区で、それぞれ取り組まれた。

また、市町村等の人材育成研修は延べ108人、住民向けの啓発研修には83人が参加し、マップづくりに関わる人材の育成を図ることができた。

避難所運営リーダーの養成については、消防防災課の地域防災リーダースキルアップ研修と連携し、中部地区及び西部地区（東部地区は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）で延べ110名に対して実施した。

#### (2)新型コロナウイルス感染症対策避難所特別支援事業補助金

##### <概要>

指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策のために市町村が実施する、避難者の健康状態の確認や体調不良者への対応等に必要な資機材整備を支援することを目的とする。

##### (補助金の概要)

- ・補助対象：市町村
- ・補助対象経費：指定避難所において、新型コロナウイ

ルス感染症対策の実施に必要な需用費（消耗品費）、備品購入費等

- ・予算額：10,000千円
- ・補助率：2/3（市は1,000千円、町村は400千円を上限とする）
- ※財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（県交付分）

##### <事業の実施状況>

19市町村のうち、17市町村が本補助金を活用し、指定避難所における衛生資機材の整備を進めた。

- ・本補助金を活用した市町村：南部町、江府町を除く17市町村
- ※2町については、町への交付金を活用し整備を進めた。
- ・資機材の整備例：体調不良者確認のための非接触型体温計、避難所の衛生環境確保のためのパーテーション、段ボールベッド等

#### (3)積極的避難推進事業

##### <概要>

令和元年度の有識者等を交えた防災避難対策検討会の提言を踏まえ、住民の避難対策の一環として、ワークショップやまちあるき等を通じて、住民自ら「避難スイッチ（避難する目安）」を決める取組をモデル的に実施する。

※避難スイッチ：京都大学防災研究所の矢守教授他が提唱する、住民の積極的な避難を推進するための取組（避難スイッチ：3つのポイント）

- ①情報系（例：市町村が「高齢者等避難開始」を発令）
- ②目で見る身近な異変（例：河川ライブカメラで〇〇川の水位が〇〇mに達した）
- ③人からの呼びかけ（例：役員から要支援者に対して声かけ）

##### <事業の実施状況>

新型コロナウイルス感染症の影響で地域の自主防災活動が自粛傾向にあったが、若桜町の3地区（上町、中町、西町）を対象にモデル事業を実施した。

##### (実施状況)

- 1回目（R2.10.31）：ワークショップ（リモート会議システムを活用）とまちあるき
  - 2回目（R3.1.30）：「避難スイッチ」の候補となる情報の整理。
  - 3回目（R3.3.13）：中町地区で「避難スイッチ」を決定
- ※上町、西町は継続中。

#### (4)避難所の生活の質向上事業

##### <概要>

平成30年7月豪雨災害では、県外被災地の人的被害において、要配慮者で亡くなられた方が多く、この一因として避難所に要支援者を適切に受け入れる体制が整備されていなかったため、住民の適切な避難行動に繋がらなかったと見込まれることが挙げられる。

住民に躊躇なく避難行動を起こさせるとともに、避難所で災害関連死を発生させないためには、これらの課題を解決する必要があることから、指定避難所、福祉避難所の資機材整備等に補助することにより、「あらゆる人が避難しやすい避難所環境の確保」及び「発災時の早急な被災住民の生活環境の改善」を図る。

<事業の実施状況>

○市町村への補助事業

区分	内容	整備数	補助率
指定避難所生活環境整備支援事業	指定避難所での福祉スペース確保など、要配慮者に対応するために必要な資機材の整備について補助する。	6か所	1/2 (1ヶ所当たり150千円を上限とする。)
福祉避難所事前配置資機材整備事業	市町村が指定する福祉避難所に災害時に必要な備品等を事前配置する市町村に対して支援を行う。	10か所	1/2 (1ヶ所当たり150千円を上限とする。)

○県実施事業

区分	内容
要配慮者が避難しやすい避難所環境確保事業	様々な事情がある人が避難所生活をするために必要な物資等を障がいの種別に応じ、パッケージ化して備蓄を行う。 【購入物品】白杖、筆談用ホワイトボード等
備蓄倉庫機能強化事業	被災された県民の元に迅速に備蓄品を届けるため、備蓄倉庫内にロールボックス(かご台車)を導入の上、レイアウト変更を行う等、備蓄倉庫の機能強化を図る。

## (危機対策・情報課)

### (1)防災行政無線一斉指令システム等更新事業

#### <概要>

衛星系防災行政無線の導入に併せて平成18年度に運用開始した一斉司令システム、無線用電話交換等の機器について、耐用年数を経過して故障時の修理において物品調達が困難な状況となっているため更新整備を行う。

#### <事業の実施状況>

防災行政無線のうち一斉指令システムは、気象情報をはじめとした各種防災情報を市町村等に一斉に情報伝達する重要なシステムであるが、当該システムを構成する機器のメーカーサポートが終了し、故障発生時の修理に時間を要したり、最悪の場合は使用不能となるおそれがあること、また、他の電話交換機等のシステムも同様の状況にあるため、システムの更新を行う。(令和元年度～令和2年度の継続事業)

併せて、上記システム更新に伴う既設ネットワーク機器の改修、基幹スイッチの更新を行った。

防災行政無線一斉指令システム等更新新事業執行状況

(単位：千円)

	R元年度	R2年度	計
防災行政無線一斉指令システム等更新工事(一斉指令システム、	283,620	426,341	709,961
防災行政無線ネットワーク機器等更新業務(ネットワーク機器改修、基幹スイッチ更新)	0	49,280	49,280
計	283,620	475,621	759,241

### (2)危機管理情報運用事業

#### <概要>

災害時等において県民に防災・危機管理等の情報を的確に提供するため、「あんしんトリピーメール」や、「あんしんトリピーなび(防災アプリ)」を運用し、迅速かつ効果的な情報発信を行うことで、災害等による被害の軽減を図る。

#### <事業の実施状況>

○あんしんトリピーメール

県、市町村等が、防災・危機管理情報や避難情報、道路情報、公共交通情報、防犯情報などの情報を利用者に対してメールで一斉配信するシステムを運用し、県民への迅速

なお情報提供を行った。

#### 【トリピーメールの特長】

- ・登録者の携帯電話、スマートフォン等に安全安心情報をリアルタイムに直接配信
- ・情報の緊急度を一目で判断できる背景色付きのメールを選択して受信可能
- ・利用者のニーズに合わせて、受信する情報の種類や地域(市町村)を選択可能

○あんしんトリピーなび(防災アプリ)

スマートフォン、タブレット利用者をターゲットに、様々な危機管理情報をコンパクトにまとめた防災アプリを運用し、県民に必要な情報を分かりやすく提供した。

#### 【トリピーなびの特長】

- ・アプリならではのプッシュ通知により、トリピーメール情報等の最新情報をお知らせ
- ・最寄りの指定避難所への自動経路案内、防災ライブカメラ(道路、河川)の閲覧が可能
- ・外国語9言語(英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、ロシア語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語)に対応(令和2年3月から)

## (原子力安全対策課)

### (1)原子力防災対策

#### <概要>

「鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）」（災害対策基本法第40条に基づき作成）等に基づき、中国電力株式会社島根原子力発電所（以下「島根原発」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「人形峠センター」という。）における原子力防災対策を実施することにより、県民の安心安全を図る。<事業の実施状況>

#### ア 島根原発に係る原子力防災対策の充実

##### ○概要

境港市から西方17kmの地点にある島根原発に係る原子力災害に備え、県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため平成24年9月の原子力災害対策特別措置法の改正等により、境港市全域及び米子市の一部が島根原発に係るUPZ（緊急防護措置準備区域（概ね30km圏））に位置付けられていることを踏まえ、原子力防災対策の一層の充実を図った。

##### (ア) 原子力防災連絡会議

島根・鳥取両県及び島根原発周辺30km圏6市（米子市、境港市、松江市他）の防災関係の部長級職員等で構成し島根原発に係る防災体制について連携し対応している。

日程	議題
R3. 3. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画の修正について</li> <li>原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策について</li> </ul>

##### (イ) 島根地域原子力防災協議会作業部会

鳥取県・島根県及び関係市の担当課長や関係省庁の担当者等で構成する島根地域原子力防災協議会作業部会を設置し、作業部会において「島根地域の緊急時対応」に係る個々の論点について検討を進めている。

作業部会	日程	議題
第23回	R2. 7. 30	感染症流行下での原子力災害時における防護措置について
第24回	R2. 11. 25	新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて
第25回	R2. 12. 25	島根地域の緊急時対応における

		各課題の主な確認事項について
第26回	R3. 1. 19	島根地域の緊急時対応について
第27回	R3. 3. 22	島根地域の緊急時対応について

## イ 訓練

### (ア) 島根原発原子力防災訓練（島根県等との合同）

実施日	R2. 10. 28 (水)、30 (金)、31 (土) 船舶訓練(海上自衛隊、海上保安庁) R2. 8. 9 (日)
主催	鳥取県、米子市、境港市、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市
実施場所	鳥取県庁、米子・境港市役所、耆町B&G海洋センター、西伯プラザ、西部総合事務所、鳥取県原子力環境センター、中国電力株式会社島根原子力発電所 他
参加者	25機関、450名（うち住民約80名）
参加機関	①行政機関等 鳥取県、鳥取県警、米子市、境港市、琴浦町、南部町、日野町、陸上自衛隊、航空自衛隊、自衛隊鳥取地方協力本部、国土交通省倉吉河川国道事務所、原子力規制庁島根原子力規制事務所、内閣府、中国四国管区警察局鳥取県情報通信部、鳥取県西部広域行政管理組合消防局 他 ②民間団体、企業 （一社）鳥取県薬剤師会、バス事業者 他
訓練想定	島根県東部（宍道湖南方）を震源とするM7クラスの地震が発生（震源地付近震度6強、米子市及び境港市震度5強）するとともに、島根原子力発電所2号機において地震により重大な事故が発生する。その後、放射性物質の放出に至り、UPZにおいて住民の屋内退避、一時移転が指示される。
主要訓練項目	①原子力災害時における感染症予防・拡大防止対策の検証 ②基本となる災害対応に関する練度の維持 ③避難時検査用資機材の機動的な輸送・展開にかかわる検証
その他	訓練記録の作成と住民及び関係機関への普及啓発を目的としてDVDを作成 ※鳥取県原子力防災チャンネル (YouTube) でも公開

### (イ) 人形峠センター 防災訓練

実施日	令和2年11月9日(月)
主催	鳥取県、三朝町

実施場所	鳥取県庁、岡山県庁、中部総合事務所、原子力環境センター、上齋原オフサイトセンター、三朝町役場、鏡野町役場、(国研) 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 等
参加者	15機関、約80名
参加機関	鳥取県、鳥取県警、三朝町、鳥取中部ふるさと広域連合消防局、原子力規制庁上齋原原子力規制事務所、岡山県、鏡野町、(国研) 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター等
訓練想定	人形峠環境技術センター内において施設修繕作業中に火災が発生。拡大した火災により、六フッ化ウラン (UF6) を格納したシリンダが加熱され破損。シリンダからUF6が漏れ出し、その漏れ量が原子力災害対策特別措置法第10条に規定する量に達し、施設敷地緊急事態に発展することを想定。
主要訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動段階～災害対策本部重営段階における防災関係機関の活動、相互連携手順の確認検証</li> <li>・事象進展に応じた情報収集、情報発信内容の検証、情報整理方法の検証、各機関との情報共有方法の検証</li> <li>・原子力防災資機材等の展開手順の確認</li> </ul>
訓練内容	<p>①本部等重営訓練 (県庁・中部総合事務所・原子力環境センター・三朝町役場)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関における事象進展に応じた情報収集</li> <li>・発信や対応手順の確認</li> <li>・テレビ会議による担当者会議開催を通じた情報共有方法の確認</li> </ul> <p>②オフサイトセンター訓練 (上齋原オフサイトセンター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフサイトセンター参集要員を対象とした機器操作習熟等を目的とした訓練</li> </ul> <p>③実動訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリング訓練 (機動モニタリング訓練等) (原子力環境センター、三朝町内)</li> <li>・事象進展に伴う、交通規制手順の確認訓練 (三朝町内)</li> <li>・移動式ホールボディカウンタ車や三朝町、中部消防局に配備している防災資機材 (テント) 等の展開手順や防護服着脱手順の確認訓練 (三朝町内)</li> </ul>

## エ 研修・普及啓発

事業名	概要
原子力防災研修	県内の防災活動業務関係者が、放射線や原子力防災に係る専門的知識の習得、放射線測定器の操作や救護所活動など緊急時の対応等について学ぶとともに、原子力災害現地対策本部図上演習等の国等主催の原子力防災研修に参加した。
原子力防災講演会	放射線や放射線防護などについて学び、県民に原子力災害時に適切な対応や行動をとっていただくために、県民を対象とした原子力防災講演会 (リモート) を開催した。 【実施状況】 ①令和2年9月5日 (土) 場所: 境港市保健相談センター 参加者: 10名 ②令和2年9月6日 (日) 場所: 米子市福祉保健相談センター 参加者: 19名
放射線研修会	県民、東部・中部地域の市町や県の職員等を対象とした放射線の防護等に関する研修会を市町と連携し、開催した。 【実施状況】 ①令和2年10月12日 (月) 場所: 三朝町総合文化センター 参加者: 43名 ②令和2年10月13日 (火) 場所: 鳥取県東部庁舎 参加者: 46名
現地研修会 (見学会)	原子力発電についての正しい知識と防災・安全対策などについて県民の方々に知っていただくため、原子力防災現地研修会 (島根県原子力防災センター及び島根原発の見学会) を開催した。 【実施状況】 ①令和2年9月18日 (6名) ②3月19日 (9名)
原子力防災ハンドブックの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災ハンドブックの作成 原子力災害時における情報の入手方法、屋内退避、避難時の注意点等を中心に、住民の方々が万が一の場合に使用するという視点で内容を充実させた。緊急時の対応の他、日ごろの備え、放射線の基礎知識等を掲載している。令和3年3月版は、県下全戸に配布した。</li> <li>・「ととりの原子力防災2021」の作成 原子力防災対策、安全対策に関する取組状況をまとめ、県の取組の透明性の確保に繋がることを目的として作成し、市町村及び防災関係者等へ配布した。</li> </ul>



※ハンドブック、原子力防災2021ともに、県HPで公開している。
----------------------------------

## エ 原子力防災資機材の整備・保守〔島根原発・人形峠センター〕

原子力防災及び原子力災害発生時の応急対策のために必要な資機材の整備、保守管理等を実施した。

### 【主な整備】

- ・島根原発に係る個人線量計・サーベイメータ・防護服等原子力防護資機材の整備、緊急時に関係機関とTV会議等を行う原子力防災ネットワークシステム等の保守管理並びに人形峠センター用資機材の更新や保守管理を行った。
- ・原子力災害時避難円滑化モデル実証事業として道路監視カメラや道路情報表示板等を整備したほか、原子力防災アプリの多言語表示機能具備等の改修を行った。
- ・市町への資機材貸与の上、保守管理を的確・効率的に行うため、物品現数調査及び原子力防災資機材管理システムDBを運用した。

## (2)原子力安全対策

### <目的>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき、島根原発及び人形峠センターにおける原子力安全対策に必要な事業を実施することにより、県民の安全安心を図る。

### <事業の実施状況>

#### ア 島根原子力発電所への対応

住民の安全・安心を確保するため、境港市から西方約17kmの地点にある島根原発の安全性確保について、より一層の向上を求めた。

- (ア)「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保に係る協定」及び「運営要綱」の改定協議
- ・県民の安全性確保及び周辺環境の保全を図るため、本県及び米子市、境港市と中国電力(株)が平成23年12月25日に締結した原子力安全協定等について、契約としての法的拘束力を持つが、立地県・市と協定の文言が異なるため、立地県・市と同じ内容の協定とするよう中国電力(株)に強く求めているが実現されていないため、引き続き改定を求めている。

#### (イ) 島根原発1号機への対応（廃止措置状況確認）

- ・平成29年4月19日に認可された廃止措置計画については、廃止措置の全体計画と解体工事準備期間（第1段階）の実施に限り了解した。
- ・現在第1段階の廃止措置が行われており、令和2年1

1月2日から、放射線管理区域外の主変圧器・所内変圧器の解体撤去が開始されたことから、その状況の現地確認を行った。

#### (ウ) 島根原発2号機への対応（審査状況確認）

- ・平成25年11月21日に中国電力(株)から安全協定に基づき、島根原発2号機の新規制基準適合性確認申請に関する事前報告（設置変更許可申請）がなされたことを受け、平成25年12月17日に安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関して最終的な意見を留保した上で、再稼働に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応することを求めた。
- ・平成25年12月25日に原子力規制委員会に申請が行われた島根原発2号機に係る新規制基準適合性審査の状況について、インターネットによる視聴、中国電力(株)からの情報提供により、審査状況の確認を行った。
- ・また、鳥取県原子力安全顧問会議等を開催し、審査状況等について審議を行った。

#### (エ) 島根原子力発電所に関するトラブルへの対応

サイトバンカ建物の巡視業務の未実施	・令和2年2月16日に発生したサイトバンカ建物（放射線管理区域内）の巡視業務の未実施について、令和2年5月26日、9月30日及び令和3年2月22日に米子市及び境港市とともに安全協定に基づく現地確認を行い、再発防止対策の具体的な実施状況について確認し、原因究明と対策を求めた。
-------------------	---

## イ 人形峠センターへの対応

### (ア) 加工事業の廃止措置

平成30年9月28日に日本原子力研究開発機構が原子力規制委員会へ認可申請し、令和3年1月20日に認可された加工事業の廃止措置計画について、鳥取県原子力安全顧問の知見も得て、同年3月9日に三朝町とともに日本原子力研究開発機構に対して申し入れを行った。

### (イ) 人形峠センターに関するトラブルへの対応

総合管理棟1階操作室でのぼや火災	・令和2年11月9日、総合管理棟1階操作室におけるエアコン工事で分電盤の電源確認をしたところ、ショートによる発煙と焦げが発生し、火災と判断された。 ・県は、翌日10日に徹底した原因究明と再発防止策の策定、関係自治体への状況報告
------------------	--

	を人形峠センターに申し入れ、同月17日に現地確認を行った。令和3年2月24日に再発防止策の実施状況について現場担当者から説明を受け、書類及び記録により確認し、原因究明と対策を求めた。
--	---

	<p>第1～3四半期)</p> <p>○令和3年度平常時モニタリング測定計画(案)</p> <p>○鳥取県の原子力防災対策(令和2年度結果及び令和3年度予定)</p> <p>また、島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施状況、人形峠センターの加工の事業に係る廃止措置計画認可について報告した。</p>
--	---

### ウ 環境放射線モニタリングの実施

モニタリングシステムによる測定・監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定局や可搬型モニタリングポストによる空間放射線量等の連続測定を行い、公表した。令和2年度から、県ホームページ上の単位を県民が分かりやすいように遊撃等で用いられるSv(シーベルト)で表示している。</li> </ul>
環境試料サンプリング調査(試料採取及び分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人形峠センター周辺での放射線の影響及び平常時の環境放射線の状況を把握するため三朝町内の土壌、樹葉、農作物、水等の環境試料の採取・分析を実施した。</li> <li>※島根原発に関する試料サンプリング調査は、原子力環境センターが実施。</li> </ul>
モニタリング測定機器の保守点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>島根原発及び人形峠センターに係る周辺環境放射線を測定するために、固定局(3局)、可搬型モニタリングポスト(22基)等の保守管理を行い、設備の適切な維持に努めた。</li> </ul>

### オ 国等への要望

#### 【主な要望項目】

「原子力防災対策の強化」「周辺地域を含めた安全対策」「汚染水対策」などを国へ要望した。(令和2年7月21日)

### エ 原子力専門家(鳥取県原子力安全顧問)への意見聴取

環境放射線等モニタリング、原子力防災対策、原子力施設の安全対策について、技術的観点から幅広い指導、助言等を得るため、鳥取県原子力安全顧問会議等を開催した。(座長:福山大学工学部名誉教授占部逸正氏他 計17名)

#### 【原子力安全顧問会議】

(持ち回り) 令和3年2月8日～15日	<p>人形峠センターの加工の事業に係る廃止措置計画が令和3年1月20日に認可されたことを受けて、廃止措置計画に対する原子力安全顧問としての意見を書面により聴取することにした。</p>
(WEB会議) 令和3年2月25日	<p>以下議題について審議を行い、顧問の意見を聴取した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民遊撃計画の修正</li> <li>○令和2年度平常時モニタリング測定結果(</li> </ul>

## （消防防災課）

### （1）鳥取県防災・危機管理対策交付金事業

#### ＜概要＞

「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に基づく自助・共助を担う県民運動の促進や集中豪雨等の災害に対応するための防災・減災対策を促進するため、市町村が行う防災及び危機管理に関する事業に対して支援する。

#### ＜事業の実施状況＞

＜特別枠：26,419千円＞

○鳥取県中部地震の教訓等を踏まえた優れた取組であると認めた事業

【具体的取組】防災ラジオ整備事業、防災士養成事業、防災行政無線・戸別受信機整備事業、災害メール配信システム、避難態勢構築・避難所整備事業、防災専門員配置事業等

＜事業割等：41,500千円＞

○消防団を強化する事業（消防団員数に応じて按分）

【具体的取組】消防団安全装備資機材整備事業、消防施設維持管理、消防団員訓練研修費等

○自主防災組織を強化する事業（自主防災組織が活動範囲とする世帯数で按分）

【具体的取組】自主防災組織育成補助金、防災士資格取得事業、防災マップ作成事業等

○住民が主体となった防災体制の構築を推進する事業（19市町村で按分）

【具体的取組】地域防災計画策定事業、防災訓練事業、防災行政無線整備事業等

○市町村ごとの配分については、上記事業費に調整枠を加算

### （2）地域防災リーダー養成事業

#### ＜概要＞

鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、地域防災力の強化に向けて、防災士をはじめとする地域防災リーダーの養成とスキルアップを図る。

#### ＜事業の実施状況＞

##### ①防災士養成研修

日程、場所	・中部会場：令和2年11月14日(土)、15日(日) 倉吉体育文化会館 大研修室 ・西部会場：令和2年11月21日(土)、22日(日) 鳥取県西部総合事務所 講堂
実施	2020年度防災士教本の21項目のうち、12項目を

内容	講義研式（残りの9項目をレポート提出）により実施。2日目の最後に防災士資格取得試験を実施。
研修費用	11,000円（内訳：受講料4,500円、防災士教本3,500円、試験受験料3,000円）
受験者数	177名
合格者数	163名（再試験合格者を含む）
防災士新規登録者数	205名（試験免除の特例の方を含む。なお、職員災害対策等防災士資格取得事業により、県職員17名が受験し防災士資格を取得した。）

##### ②スキルアップ研修

日程、場所	・中部会場：令和3年2月27日(土) 鳥取県中部総合事務所 講堂 ・西部会場：令和3年3月6日(土) 鳥取県西部総合事務所 講堂 ※東部会場（令和3年1月30日(土)）は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止
主な対象者	自治会・自主防災会員、消防団員、防災士など地域における防災活動の担い手となる方
参加者数	92人（中部：29人、西部：63人）
実施内容	・講義 コロナ禍における避難所運営 ※オンラインによる遠隔講義 講師 人と防災未来センター 研究員 高岡 誠子 氏 ・講義 近年の自然災害と避難所運営 講師 鳥取県危機管理司令危機管理政策課 課長補佐 原 耕平 ・演習 避難所運営ゲーム（HUG） 講師 とっとり県民活動民生センター 主任企画員 白鳥 孝太 氏

### （3）消防団支援・連絡調整事業

#### ＜概要＞

- ・消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資すること。
- ・市町村の消防業務が円滑に行われるよう連絡調整、助言・指導、各種調査等を行って、消防組織法に基づいた消防思想の普及宣伝を図っていく。

#### ＜事業の実施状況＞

- ① 消防団活性化推進表彰  
他の模範となる消防団、消防分団又は消防団員及び消防団活動に協力的な事業所に対し知事表彰を行った。
- ② 鳥取県少年消防クラブ育成・連携支援事業

消防庁の委託事業(消防団・自主防災組織等連携促進支援事業)を活用し「鳥取県少年消防クラブ育成・連携支援事業」に取り組んだ。

- ③ 学生消防団員加入促進事業  
消防庁の委託事業(企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業)を活用し、「学生消防団員加入促進事業」に取り組んだ。
- ④ 消防関係表彰等  
消防に関し特に功労顕著と認められる者に対して知事表彰を行った。
- ⑤ 鳥取県緊急搬送高度化推進協議会  
病院前救護体制の整備・充実及び傷病者の搬送・受入れの迅速かつ適正な実施を図るための協議会等を開催した。
- ⑥ 各種負担金、鳥取県消防協会補助金  
消防活動の振興を図る取組への支援や救急救命士養成のための負担金の支出等を行った。
- ⑦ 統計業務委託  
消防組織法に基づく消防統計(消防防災年報)を作成するに当たり、(一財)消防防災科学センターに業務を委託。※消防庁が(一財)消防防災科学センターに運用を委託している統計調査系システムによりデータの集約を行うため

#### (4) 自主防災組織新規設立支援事業

##### <概要>

消防職員及び消防団員に対して、消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の修得、体力の練成、規律の保持、共同精神の醸成を図り能率的に職務を遂行できる能力を身につける教育を目指す。

また、地域の防災力を高めるため、自主防災組織の構成員等に対する教育を行う。

##### <事業の実施状況>

- ・補助金の活用：4件（2市1町）  
(主な内訳)
  - 町が、直接、自主防災会に防災資機材（倉庫、ヘルメット等）を購入
  - 市が、市補助金により、自主防災会の防災資機材購入経費等を支援

#### (消防学校)

##### <概要>

県下の消防職員及び消防団員に対し、複雑多様化する災害に即応できる専門的、かつ高度な消防防災に関する教育

訓練を行うほか、広く県民に対し防災思想の普及を図るために、昭和58年4月27日に開校。

##### <事業の実施状況>

- ・消防職員
  - 初任職員  
新規採用職員を対象に、従来は初任教育として約6か月間実施していたが、平成28年度から初任教育と救急科を併合し初任総合教育として実施し、約7か月半にわたり消防防災業務の基礎的な知識と技術を習得させるとともに、救急隊員としての必要な知識を習得させた。
  - 現任職員  
現任の消防職員に対して、専科教育、幹部教育、特別教育として専門性の高い教育を行った。
- ・消防団員教育  
基礎教育、専科教育、幹部教育、特別教育と職務に対応した教育訓練を行い、地域における防災活動のリーダーとなるよう育成を行った。
- ・一般教育  
地域の自主防災組織員等を対象に一日入校を実施し、消防防災の基礎教育を行った。また、一般県民を対象に応急手当を普及するため応急手当普及員（指導員）講習を実施した。

#### (消防防災航空センター)

##### <概要>

鳥取県では、災害に強い消防防災体制の確立を図るため、平成10年7月より消防防災ヘリコプターの運航を行っている。平成27年に「とっとり（ベル412EP）」から「だいせん（アグスタAW139）」に機体更新し、同年12月から新機体による本格運航を開始した。

消防防災ヘリコプターは、県民の安心、安全を確保するため、風水害・地震発生時の情報収集、物資輸送、迅速な救急搬送、林野火災発生時の空中消火や、山岳・河川等での救出救助活動など、様々な場面で活動を行っている。

※令和2年の活動実績を「2 救急・救助」に掲載。

##### <運航体制等>

①消防防災ヘリコプター「だいせん」（機種：AW139）の運航

##### <運航体制等>

・運航日：365日（整備点検等で運航できない日を除く。）

消防局等からの要請に対し、迅速に対応ができるよう勤務している。

※本県ヘリが運航不能の場合は、相互応援協定により島根

県ヘリ等の出動を要請する。

- ・ 運航時間：原則、8:30～17:15（日の出から日没）
- ・ 運航管理責任者：消防防災航空センター所長
- ・ 消防防災航空隊：各消防局から派遣（隊長1名、副隊長2名、隊員5名）
- ・ 運航委託会社：朝日航洋株式会社  
（操縦士2名、整備士3名、運航管理担当1名）

- ・ 応援件数・・・島根県3件、兵庫県3件
- ・ 受援件数・・・島根県10件、広島県3件、兵庫県1件

#### ②ヘリコプター運用調整会議の設置（H25年度～）

東日本大震災での活動経験を教訓とし、本県における大規模災害の発生に備え、全国から集結するヘリコプターの的確な運航調整ができるよう、ヘリを保有する関係機関等（自衛隊、海上保安庁、県警、消防他）相互の「顔の見える関係」の構築と活動計画、安全運航計画の作成及びその円滑な運用を図るため、ヘリコプター運用調整会議を設置している。令和2年度は、コロナウイルスの感染状況等を鑑み、書面会議とした。

#### ③救急救命士の資格を有する隊員の配備（H24年度～）

現在、3名（東部、中部及び西部消防局）の救急救命士の派遣を受けており、初動での救急処理の充実を行うことで救命率の向上に努める。

#### ④医師が防災ヘリに同乗する運用の取組（H16年度～）

県立中央病院、県立厚生病院及び鳥取市立病院の基幹病院と協定を締結し、消防防災ヘリに医師が同乗することができる体制を整備している。また、県西部地域においては、消防防災ヘリに医師が搭乗した運用ができるよう、鳥取大学附属病院と協定を締結している。さらに、関西広域連合共同運航のドクターヘリ（兵庫県豊岡病院）とは従来の確認書という形で連携していたが、平成30年度に連携活動及び救急活動に関する協定を締結し、医師同乗等を含む、より連携した活動を行うことができる体制を構築した。

#### ⑤中国5県等による防災ヘリ運航不能時相互応援体制の推進

島根県と相互応援協定を締結し、本県ヘリが法定検査等で運航不能となった時には島根県防災ヘリの出動を要請できるようにしている。また、両県ヘリが同時に運航不能となることもあるため、中国5県で運航不能時の相互応援協定を締結しており、中国管内での応援体制を整備している。また、平成31年4月1日に兵庫県とも同様の応援協定を締結し、相互の応援体制の充実を図った。

※相互応援等（緊急消防援助隊の活動含む）の件数（令和2年）

## 6-1 自主防災組織の現況

(令和3.4.1現在)

区分 市町村名	管内世帯数	組織数	組織されている 地域の世帯数	組織率
鳥取市	80,802	807	79,790	98.7%
米子市	67,747	344	57,800	85.3%
倉吉市	20,710	198	19,485	94.1%
境港市	15,362	52	12,272	79.9%
岩美町	4,420	15	3,659	82.8%
若桜町	1,322	32	1,142	86.4%
智頭町	2,736	76	2,500	91.4%
八頭町	6,148	131	6,144	99.9%
三朝町	2,526	62	2,521	99.8%
湯梨浜町	6,397	71	6,271	98.0%
琴浦町	6,466	154	6,466	100.0%
北栄町	5,417	57	5,113	94.4%
日吉津村	1,235	6	1,213	98.2%
大山町	5,723	166	5,526	96.6%
南部町	3,904	80	3,618	92.7%
伯耆町	3,546	89	3,546	100.0%
日南町	1,978	33	1,978	100.0%
日野町	1,304	51	1,304	100.0%
江府町	992	41	992	100.0%
鳥取県全体 (合計・平均)	238,735	2,465	221,340	92.7%

令和3年度(令和2年度)消防防災震災対策現況調査より

(注)組織率は、組織されている地域の世帯数を管内世帯数で除したものである。

### 6-3 令和2年度市町村別防災訓練実施状況

区分 市町村名	訓練回数 (延べ回数)	訓練の目的(回数)					訓練の形態(回数)		
		風水害	地震	大火災	土砂災害	その他	実動訓練	図上訓練	通信訓練 その他
鳥取市	3	2	1		1		1	2	
米子市	5	1	3			1	3		2
倉吉市	1				1		1		
境港市									
岩美町	9					9	9		
若桜町	1	1			1				1
智頭町									
八頭町	7	2	1		2		5		2
三朝町	2			2			2		
湯梨浜町									
琴浦町									
北栄町	1	1			1		1		
日吉津村	1		1				1		
大山町									
南部町	2	1	1				1	1	
伯耆町	2		1			1	2		
日南町									
日野町	1		1				1		
江府町	1		1				1		
合計	36	8	10	2	6	11	28	3	5

令和3年度(令和2年度)消防防災震災対策現況調査より

## 6-4 鳥取県防災行政無線等の施設

(1) 鳥取県防災行政用無線施設(令和3. 4. 1現在)

### ア 地上系無線局(固定系及び移動系)

区 分	施設名	施設数	無線局の種別・局数
統 制 局	鳥取県庁	1	固定局 1
支 部 局	総合事務所	5	固定局 5
中 継 局	中継局	8	固定局 8 携帯基地局 4
移 動 局			陸上移動局 52 (うちMCA局 51) 携帯局 41
合 計	県施設	14	(固定通信系) 固定局 14 (移動通信系) 携帯基地局 4 陸上移動局 52 携帯局 46

### イ 衛星系無線局

区 分	施設名	施設数	無線局の種別・局数
統 制 局	鳥取県庁	1	地球局 1
支 部 局	総合事務所	5	VSAT地球局 6
端 末 局	県出先機関	1	VSAT地球局 1
	市町村	19	VSAT地球局 19
	消防機関	3	VSAT地球局 3
	防災関係機関	1	VSAT地球局 1
可 搬 局	可搬局		地球局 1
合 計	県施設 市町村 消防機関 防災関係機関	7 19 3 1	(固定通信系) 地球局 1 VSAT地球局 30 (移動通信系) 地球局 1



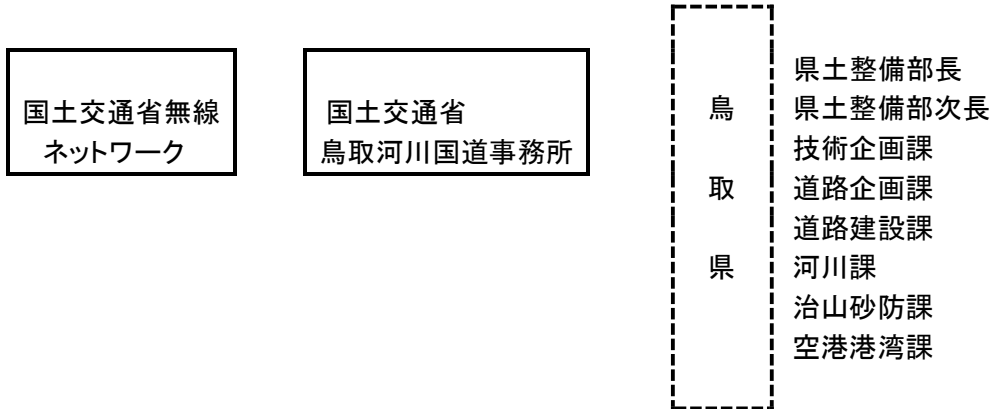
(2) その他の防災用無線施設(令和3. 4. 1現在)

ア 無線局数

区分	施設名	施設数	無線局の種別・局数
水防道路用(無線局)	鳥取県庁	1	固定局 1

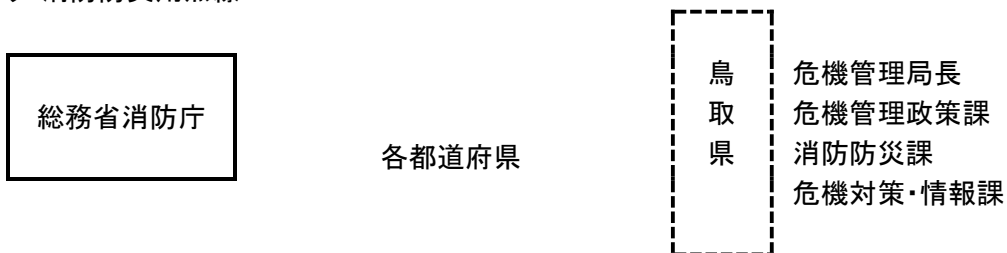
(注)消防防災用無線、中央防災無線は、水防道路用無線局の回線を利用している。

イ 水防道路用無線



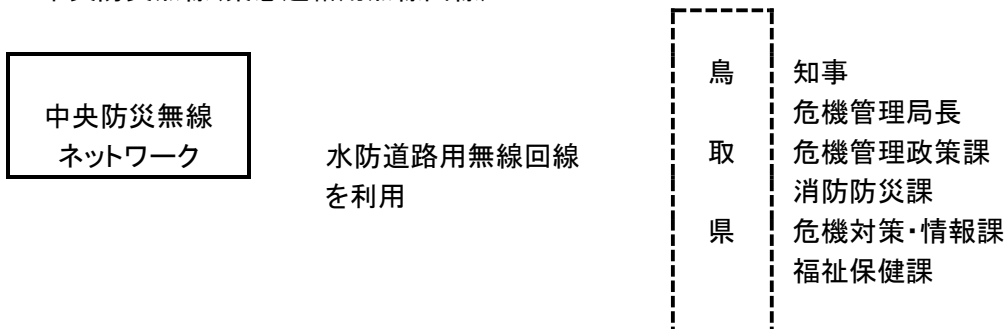
(注)各都道府県も、本県と同様な回線構成で国土交通省無線ネットワークに編入している。

ウ 消防防災用無線



(注)各都道府県も、本県と同様な回線構成で消防庁無線ネットワークに編入している。

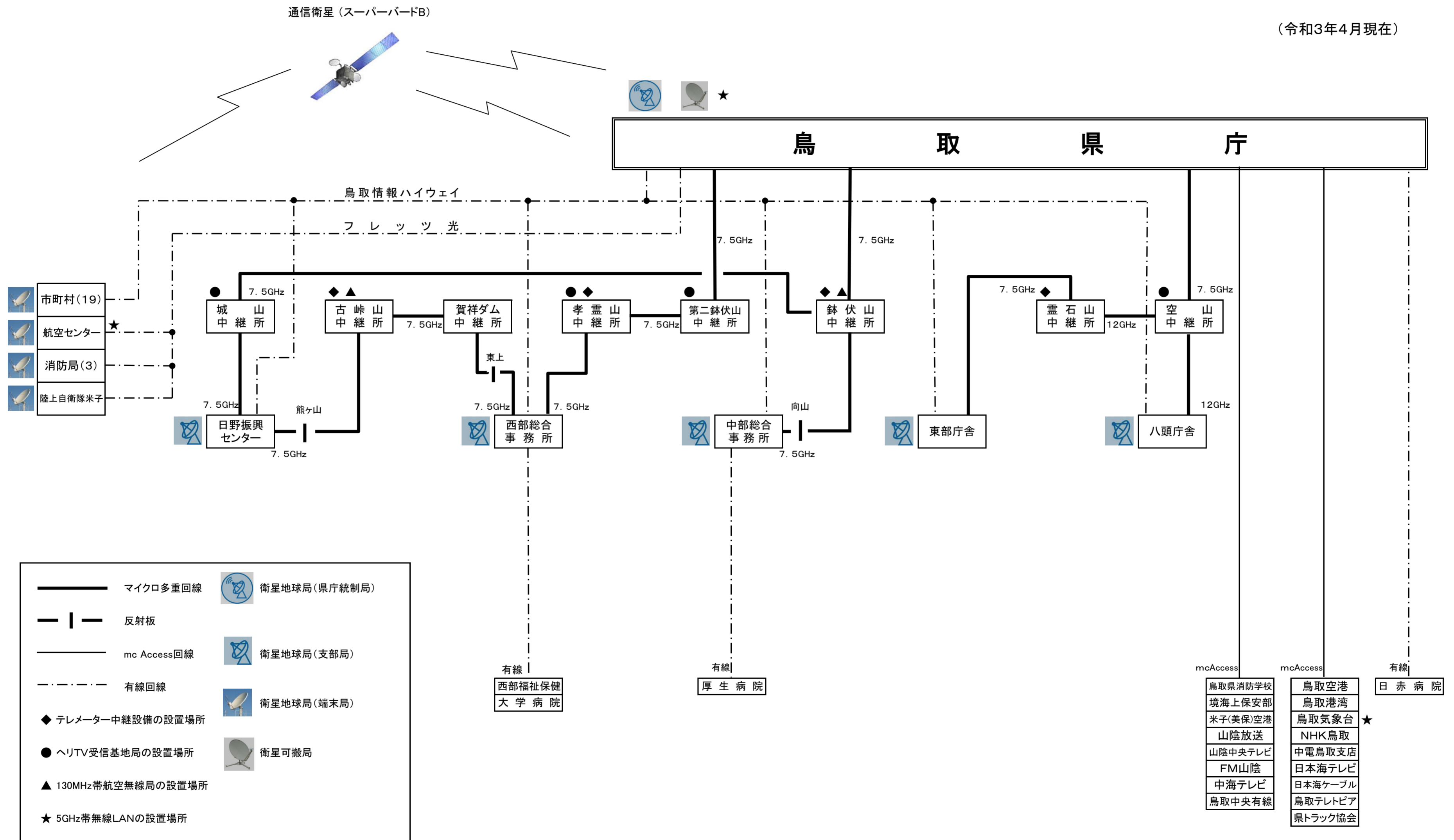
エ 中央防災無線(緊急連絡用無線回線)



(注)各都道府県も、本県と同様な回線構成で中央防災無線ネットワークに編入している。

# 6-5 鳥取県防災行政無線通信系統図

(令和3年4月現在)



6-6 鳥取県防災行政用移動系無線局配備状況

(R3.4.1.現在)

【陸上移動局、携帯局】

呼出名称	種別	所管課所	主な移動範囲	備考
防災鳥取 37	携帯局	危機管理局(厚生病院)	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 38	携帯局	危機管理局(中央病院)	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 94	携帯局	危機管理局(鳥取県土整備事務所)	鳥取市、岩美郡	防災相互波
防災鳥取 95	携帯局	危機管理局(八頭県土整備事務所)	八頭郡	防災相互波
防災鳥取 96	携帯局	危機管理局(中部県土整備局)	倉吉市、東伯郡	防災相互波
防災鳥取 97	携帯局	危機管理局(米子県土整備局)	米子市、境港市、西伯郡	防災相互波
防災鳥取 98	携帯局	危機管理局(日野県土整備局)	日野郡	防災相互波
防災鳥取 99	携帯局	危機管理局	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 201	陸上移動局	西部総合事務所	米子市	防災相互波
防災鳥取 航空隊2~3	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 航空隊5~9	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 航空隊13~14	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 航空隊17~18	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 航空隊301~303	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 ヘリ2	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 ヘリテレ2	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	ヘリテレ波
防災鳥取 ヘリテレ東部	携帯局	危機管理局(消防防災航空センター)	鳥取県全域	ヘリテレ波
防災鳥取 ヘリテレ中部	携帯局	危機管理局(中部消防局)	鳥取県全域	ヘリテレ波
防災鳥取 ヘリテレ西部	携帯局	危機管理局(西部消防局)	鳥取県全域	ヘリテレ波
消防鳥取 航空隊301~303	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	消防波
消防鳥取 航空隊101~109	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	消防波
消防鳥取 航空隊201~204	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	消防波
消防鳥取 ヘリ2	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	消防波

6-7 震度観測点一覧

(令和3.4.1現在)

市町村名	震度観測点名称 (震度発表名称)	管理者	県震度情報NW システムで監視	備考
鳥取市	鳥取市吉方	気象庁		
	鳥取市吉成	防災科研	○	
	鳥取市国府町宮下	県	○	
	鳥取市福部町細川	県	○	
	鳥取市河原町渡一木	県	○	
	鳥取市用瀬町用瀬	県	○	
	鳥取市佐治町加瀬木	県	○	
	鳥取市気高町浜村	県	○	
	鳥取市鹿野町鹿野	県	○	
	鳥取市鹿野町鹿野小学校	防災科研		
	鳥取市青谷町青谷	県	○	
米子市	米子市博労町	気象庁		
	米子市東町	防災科研	○	
	米子市淀江町	県	○	
倉吉市	倉吉市岩倉長峯	気象庁		
	倉吉市葵町	防災科研	○	
	倉吉市関金町大鳥居	県	○	
境港市	境港市東本町	気象庁		
	境港市上道町	県	○	
岩美町	岩美町浦富	気象庁	○	
若桜町	鳥取若桜町若桜	県	○	
智頭町	智頭町智頭	気象庁	○	
八頭町	八頭町郡家	県	○	
	八頭町船岡	県	○	
	八頭町北山	県	○	
三朝町	三朝町大瀬	県	○	
北栄町	北栄町土下	県	○	
	北栄町由良宿	県	○	
湯梨浜町	湯梨浜町久留	県	○	
	湯梨浜町泊	県	○	
	湯梨浜町龍島	県	○	
琴浦町	琴浦町徳万	県	○	
	琴浦町赤碕	県	○	
	琴浦町赤碕中学校	防災科研		
日吉津村	日吉津村日吉津	県	○	
大山町	大山町末長	県	○	
	大山町御来屋	県	○	
	大山町赤坂	県	○	
南部町	鳥取南部町法勝寺	県	○	
	鳥取南部町天萬	県	○	
伯耆町	伯耆町吉長	県	○	
	伯耆町溝口	県	○	
日南町	日南町霞	県	○	
	日南町生山	防災科研		
日野町	鳥取日野町根雨	県	○	
江府町	江府町江尾	県	○	
合計	県	34	34	
	気象庁	6	2	
	防災科研	6	3	
	全体	46	39	

注 (1)気象庁の震度発表対象となっている観測点について記載  
 (2)防災科研:独立行政法人 防災科学技術研究所